

大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託公募要項(公募型プロポーザル)

大阪文化芸術事業実行委員会(以下、「実行委員会」という。)は、大阪・関西万博開催を見据え、外国人観光客をはじめとする来阪者に大阪の文化芸術の魅力に触れ、楽しんでいただけるよう、文化芸術鑑賞に係る環境を整備することとしています。

昨年度、実行委員会で実施した「大阪文化芸術の魅力発信に係るインバウンド向け環境整備等検証事業」の検証結果から、文化芸術施設・団体等が、外国人観光客に対する取組みとして、コンテンツの見せ方や広報活動・販売方法に悩みを抱えていることを認識しました。

本業務では、大阪府内で実施する公演や展示等の文化芸術コンテンツについて、インバウンド受入に向けた磨き上げを行うとともに、磨き上げたコンテンツを旅行商材として販売できるよう開発し、販路開拓の支援を行います。

また、外国人観光客に対し、文化芸術施設・団体等が自立的に文化芸術コンテンツを販売できるよう販路開拓の支援をすることで、大阪の文化芸術の魅力発信と万博の機運醸成につなげていきます。

委託先については、旅行商材の開発や販売などに精通した民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※本業務の概要図は別紙を参照してください。

※本業務は、文化庁が行う「令和6年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業(委託型)」を実行委員会が受託し、その一部を再委託するものです。

- (1)文化芸術コンテンツの磨き上げ
- (2)旅行商材の開発
- (3)販路開拓の支援
 - ①FAMトリップ・商談会等の実施
 - ②文化芸術施設・団体等による自主販売の支援
- (4)海外に向けた広報活動
- (5)運営体制・スケジュールの作成

I 業務名称

大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託

(1) 業務概要

別紙「大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託 企画提案公募仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 委託上限金額

20,218,000円(消費税及び地方消費税含む)

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金曜日)まで

2 スケジュール

令和 6 年 6 月 7 日(金曜日)	公募開始
令和 6 年 6 月 12 日(水曜日)午前 10 時から (令和 6 年 6 月 11 日(火曜日)正午まで)	説明会開催 説明会参加申込書提出期限)
令和 6 年 6 月 17 日(月曜日)午後 5 時まで	質問受付締切
令和 6 年 7 月 8 日(月曜日)正午まで	提案書類提出締切
令和 6 年 7 月中旬	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和 6 年 7 月下旬	契約締結・業務開始
令和 7 年 2 月 28 日(金曜日)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事

業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年6月7日(金曜日)から令和6年7月8日(月曜日)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

ただし、提出締切日(令和6年7月8日(月曜日))については正午まで。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪文化芸術事業実行委員会事務局

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課内

電話番号:06-6210-9306

(大阪府咲洲庁舎の地図)



ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)からダウンロードできます。(郵送、メール等による配布は行いません。)

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2024.html>

エ 受付期間

令和6年6月13日(木曜日)から令和6年7月8日(月曜日)正午まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。
ただし、提出締切日(令和6年7月8日(月曜日))については正午まで。)

オ 提出方法

書類は、4.(1)イ「配布場所及び受付場所」に持参してください。

(郵送、メール等による提出は認めません。)

※持参する際は、事前にお電話にてご連絡ください。(電話番号:06-6210-9306)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 企画提案応募申込書(様式1:正本1部、副本15部)

イ 企画提案書表紙(様式2-1:正本1部、様式2-2:副本15部)及び
企画提案書(様式3:正本1部、副本15部)

ウ 応募金額提案書(様式4:正本1部、副本15部)

エ 業務実績申告書(様式5:正本1部、副本15部)・・・実績がある場合にのみ提出

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式6:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式7:1部)

③委任状(様式8:1部)

④使用印鑑届(様式9-1:1部)※代表構成員が代表取締役の場合

使用印鑑届(様式9-2:1部)※代表構成員が受任者の場合

カ 誓約書(参加資格関係)(様式10:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本15部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄附行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4のフラットファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式1~5については電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託」提案書 株式会社〇〇(団体名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(実行委員会が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

キ 既に発表済の既存事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施する事業と、本業務とを合わせた提案については審査の対象としません。必ず、本業務オリジナルの提案としてください。

5 説明会

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1) 開催日時

令和6年6月12日(水曜日) 午前10時から(受付開始 午前9時45分)

(2) 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)4階共用会議室⑧
・Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル

- ・Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結約100メートル
- ・ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

(大阪府咲洲庁舎の地図)



(3) 申込方法

参加希望者は、「大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託説明会参加申込書」(様式12)を電子メールにて以下までお申し込みください。

※件名に「【(団体名)】「大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託 説明会申込」と明記してください。

※メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

※メール本文に「参加団体名」、「参加者職、氏名」、「連絡先」、「参加人数」を記入してください。

イ 備考

- ・口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- ・本公募要項等資料は各自で持参ください。
- ・障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和6年6月11日(火曜日)正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年6月17日(月曜日)午後5時まで

(2) 提出方法

「大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託」質問票(様式13)により、電子メールで受け付けます。

その際、件名に「【(団体名)】大阪の文化芸術を活用したインバウンド向け旅行商材の開発及び販路開拓の支援に係る企画・運営等業務委託質問」と明記してください。

メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9306)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は大阪府府民文化局文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)に順次掲示し、個別には回答しません。(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2024.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

※なお、プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画・運営	提案内容 ・事業の目的・内容に対する理解・知識はあるか ・文化芸術コンテンツの選定理由、磨き上げの手法や内容が具体的に提案されているか ・旅行商材の具体的な旅程や内容について提案されているか ・大阪の文化芸術の背景を知り、理解を深める工夫がされているか ・効果的なFAMトリップの招聘対象とする旅行事業者、その旅程及び商談会の内容が具体的に提案されているか ・文化芸術コンテンツ及び旅行商材の効果的な販路開拓の支援の方法について、具体的に提案されているか ・各種広報媒体を活用した効果的な発信方法とその理由が提案されているか ・広報活動を効果的に実施するにあたっての計画を、掲載時期や回数、使用言語等を含めて提案されているか ・大阪の文化芸術コンテンツへの集客が期待できる内容となっているか	60点
	実現性 ・提案内容や手法等が実現可能で、具体性があるか ・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か	20点
運営体制・スケジュールの作成	・本業務を確実に円滑に遂行できる運営体制が確保されているか ・本業務実施に必要な実行力(実績やノウハウ等)を有しているか ・スケジュールについて、工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確であるか。	15点

価格点	《価格点の算定式》 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)	5点
合計点		100点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者(契約交渉の相手方)が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(※)ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/soshutsu-fes/nihonhaku2024.html>

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 *申込順

③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約に関する事項

(1) 手続きについて

① 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。

② 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

③ 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式 11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。

④ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

⑤ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に

掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

⑥ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は実行委員会が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

⑦ ⑥の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。

イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

(2)再委託について

① 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできません。

② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、実行委員会の承諾を必要としません。

③ 受注者は、①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により実行委員会の承諾を得なければなりません。

④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(3)その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

9 その他

応募提案にあたっては、「大阪文化芸術事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。

10 問合せ先、提案書等提出先

担当：大阪文化芸術事業実行委員会事務局 担当 植田、和田

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ内)

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9306(直通)

Eメール：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。）